

2019年10月22日

ツルハホールディングス健康保険組合  
ご加入者 各位

ツルハホールディングス健康保険組合

### 2019年台風19号に伴う災害の支援措置について

2019年台風19号の影響により被災された皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。  
被災された方の被保険者証及び医療機関窓口での一部負担金等の取扱いにつきましては、  
下記のとおり取り扱いをいたします。

#### 記

##### 1. 被保険者証等について

2019年台風19号の影響により被災され、被保険者証等を紛失あるいはご自宅に残されたまま避難されていることで、保険医療機関に被保険者証等を提示できない場合には、氏名生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し出る事により、受診できる取扱いが国からの通達により講じられております。

##### 2. 被保険者証等の再交付について

2019年台風19号の影響により被災され、災害救助法適用市町村に現住所があるツルハホールディングス健康保険組合の加入者の方で、被保険者証等を紛失された方は「被保険者証再交付申請書」を各事業所経由でご提出ください。

##### 3. 一部負担金等の免除について

医療機関等の窓口負担分については、申請に基づき免除することが出来ます。

###### (1) 対象者

2019年台風19号に係る災害救助法適用市町村に住所を有するツルハホールディングス健康保険組合の被保険者又は被扶養者であること。

\* 災害救助法適用地域の詳細および最新情報は、内閣府ホームページ（防災のページ）  
でご確認をお願いいたします。

(2) 2019年台風19号により、次のいずれかの中し立てをした方であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明な方
- ④ 被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯となった方

(3) 取扱いの期間

診療、調剤及び訪問看護分の一部負担金等について、令和2年1月末まで免除いたします。

(4) 一部負担金免除証明書の申請について

一部負担金免除証明書の申請については、大変お手数ですが健康保険組合までご連絡ください。また既に免除の対象となる一部負担金等を支払ってしまった場合についても、健康保険組合までご連絡ください。

(一部負担免除証明書の発行には、罹災証明書の写しが必要となります。)

(問合せ先)

ツルハホールディングス健康保険組合 TEL 011-787-3011  
携 帯 080-5835-9939  
080-5835-9940

以上